

## ○訴訟・裁判：大相撲八百長関連記事と週刊現代謝罪広告事件

### コメント

最高裁判所第一小法廷は、平成22年10月21日に、週刊現代大相撲八百長関連記事にかかる謝罪広告事件に対する判決を下した(後継の【参考1】を参照)。裁判所が命ずる謝罪広告の合憲性については、最大判昭和31年7月4日民集10巻7号785頁の先例により、それが憲法19条の思想良心の自由を侵害するものでないとの判断が示されているが、当該事件は、その先例とは区別すべき事案ではないか、たとえ同じとしても、先例の判断には説得力を欠き、疑問とされるので、見直すべきではないかなど、検討すべき問題を多分に含んでいる。幸いに、当該事件で上告理由書を執筆した喜田村洋一弁護士から、その上告理由書の本誌への掲載について快諾が得られたので、ここに掲載する次第である。

なお、本判決の結果、上告人の週刊現代は、同誌に謝罪広告を掲載せざるを得なくなったのであるが、その紙面も承諾を得て【参考2】として掲載した。また、本誌編集時点(2011年2月上旬)で大きな話題となっている大相撲八百長事件にも無関係でなく、参考に値すると思われる。

戸松秀典

\*\*\*\*\*

平成21年(ネオ)第987号

上告人 武田 頼 政 外3名

被上告人 財団法人日本相撲協会 外30名

2010年2月15日

最 高 裁 判 所 御 中

【参考1】

言渡	平成22年10月21日
交付	平成22年10月21日
裁判所書記官	

平成22年(オ)第824号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成21年(ネ)第2519号謝罪広告等請求事件について、同裁判所が平成21年12月16日に言い渡した判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

上告人武田頼政の上告を棄却する。

その余の上告人らの上告を却下する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

1 上告人武田頼政の代理人喜田村洋一の上告理由について

所論は、憲法19条及び21条違反をいうが、謝罪等の広告を掲載することを命ずる判決は、その広告の内容が単に事態の真相を告白し報道内容を取り消す旨を表明するにとどまる程度のものである場合には、憲法19条及び21条に違反しないことは、当裁判所大法廷判決(最高裁判昭和28年(オ)第1241号同31年7月4日大法廷判決・民集10巻7号785頁)の趣旨に徹して明らかである(最高裁判昭和39年(テ)第35号同41年4月21日第一小法廷判決・裁判集民事83号269頁参照)。

原判決が掲載を命じた広告は、上記の程度のものであることが明らかである。論

旨は採用することができない。

2 上告人株式会社講談社、同渡瀬昌彦及び同加藤晴之の代理人的場徹ほかの上告理由について

所論は、単に上告人武田頼政の上告理由を援用する旨を述べるが、他の上告人の上告理由を援用することは許されない（最高裁昭和38年（オ）第627号同39年11月17日第三小法廷判決・裁判集民事76号151頁参照）。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	横	田	尤	孝
裁判官	官	川	光	裕
裁判官	櫻	井	龍	子
裁判官	金	築	誠	志
裁判官	白	木		勇

**【参考2】**（週刊現代 2010年11月27日号）



